

介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷 短期入所利用料金表 (3割負担)

◆短期入所療養介護費【基本型】

(鎌ヶ谷市は地域加算が1単位＝10.27円となっております。)

令和6年8月1日 改定

【個室】

要介護度	利用者負担段階	介護保険三割負担分 ※1	食費※2	滞在費	特別な室料	日用品費	教養娯楽費	一日分の合計	五日分の合計	
要支援1	第4段階	1,857 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日	2,200 円/日	280 円/日	100 円/日	7,907 円/日	39,535 円	支1
要支援2	第4段階	2,310 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				8,360 円/日	41,800 円	支2
介護度1	第4段階	2,393 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				8,443 円/日	42,215 円	介1
介護度2	第4段階	2,541 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				8,591 円/日	42,955 円	介2
介護度3	第4段階	2,735 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				8,785 円/日	43,925 円	介3
介護度4	第4段階	2,902 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				8,952 円/日	44,760 円	介4
介護度5	第4段階	3,065 円/日	1,740 円/日	1,730 円/日				9,115 円/日	45,575 円	介5

【多床室】

要介護度	利用者負担段階	介護保険三割負担分 ※1	食費※2	滞在費	日用品費	教養娯楽費	一日分の合計	五日分の合計	
要支援1	第4段階	1,962 円/日	1,740 円/日	490 円/日	280 円/日	100 円/日	4,572 円/日	22,860 円	支1
要支援2	第4段階	2,458 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,068 円/日	25,340 円	支2
介護度1	第4段階	2,631 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,241 円/日	26,205 円	介1
介護度2	第4段階	2,785 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,395 円/日	26,975 円	介2
介護度3	第4段階	2,982 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,592 円/日	27,960 円	介3
介護度4	第4段階	3,145 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,755 円/日	28,775 円	介4
介護度5	第4段階	3,315 円/日	1,740 円/日	490 円/日			5,925 円/日	29,625 円	介5

※1 三割負担額には夜勤職員配置加算(73円/日)が含まれています。 ● ご請求額は他に、サービス提供体制強化加算55円/日又は19円/日と介護職員処遇改善加算(3.9%又は2.9%)と介護職員特定処遇改善加算(2.1%又は1.7%)が加えられた額になります。

【対象者に個別にかかる費用】

療養食加算(1食ごと1日3回限度)	24 円/回
個別リハビリテーション実施加算	739 円/日
口腔連携強化加算(1回につき50単位:1回/月限度)	154 円/日
総合医学管理加算(利用中10日限度)	847 円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	308 円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	30 円/日
重度療養管理加算	369 円/日
緊急短期入所受入対応加算	277 円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	157 円/日
送迎費用(片道)	566 円/片道

※2食費内訳 朝：380円 昼：640円 夕：720円

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	7.5 %
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	7.1 %
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	5.4 %
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	4.4 %

【区分支給限度基準額に含まない加算】

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	55 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18 円/日
緊急時治療管理(区分支給限度基準額外)	1,595 円/日

特別な室料	個室	2,200 円/日
	二人部屋	1,100 円/日

電気使用料	50 円/日
インフルエンザ予防接種(市町村の補助がない場合)	3,500 円/日
抗原検査料(コロナ・インフル・ノロ等)	1,760 円/日

文書料(1通に付)	診断書・証明書	3,300 円/通
	領収証明書・医療費控除証明書	550 円/通

理美容料	カット	2,000 円/日
------	-----	-----------

私物洗濯代	実費
-------	----

● ご請求額は介護保険サービス費に地域加算(1単位＝10.27円)を乗じたその3割金額となる為、上記料金表と実際のご請求額が異なります。

【高額介護サービスについて】

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。高額介護サービスについての詳細は住民票のある各市区町村にお問い合わせをお願い致します。